

指定訪問介護サービス重要事項説明書

1. 事業者

法人名	福井県民生活協同組合
代表者名	理事長 檜原 弘樹
所在地	福井市開発5丁目1603番地
連絡先（電話番号）	0776-52-3300
法人設立年月日	昭和52年9月16日
ホームページ	http://www.fukui.coop/

2. 事業所の概要

事業所名	県民せいきょうホームヘルプサービス
所在地	福井市羽水1丁目107番地
事業者指定番号	1870100342号（平成11年12月24日指定）
管理者名	仲 栄見
連絡先（電話番号）	0776-32-6100
サービス提供地域	福井市・坂井市・永平寺町

3. 運営の方針

- ・訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問介護サービスまたは介護予防訪問介護サービス（以下「訪問介護サービス」という）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（職員配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	業務内容	資格	人員数
			計
管理者	事業所の管理業務 等	介護福祉士	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画作成、苦情対応 等	介護福祉士	4名
訪問介護員	訪問介護サービス （身体介護、生活援助）	介護福祉士 ヘルパー2級 など	常勤換算 で 2.5名以上

5. 営業日及び時間

営 業 日	月曜日～日曜日（年末年始 12/31～1/3 は除く。ただし利用者の状況に応じて提供を行うこととする）
営 業 時 間	8：00～21：00（時間外のサービスについては相談させていただきます）

6. 事業者サービスの内容

(1) 訪問介護は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ホームヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上のお世話を行うサービスです。

(2) 事業者は、サービス提供に当たっては、「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

〈サービスの概要〉

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
③通院等乗降介助	通院等のために車両への乗車・降車の介助、乗降車前後、屋内外における移動の介助を行います。

7. サービスの実施

(1) 利用者は契約書第3条及び第4条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(2) 訪問介護員サービスの実施に関する指示・命令は事業者が行います。

但し、訪問介護員はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(3) 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

8. サービス提供の記録等

(1) 事業者は、一定期間ごとに（又は3ヶ月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等に関する「訪問介護計画」等の書面を作成して、利用者に説明のうえ提出します。介護支援事業者に提出します。

(2) サービス提供をした際には、事業者は、前記の「訪問介護計画・訪問介護記録」等の記録をサービス提供完了の日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又はその写し（実費負担となります）を提出します。

9. サービス利用料金

- (1) 介護サービスを受ける時に支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額です。ただし、介護保険料の滞納等がある場合、(給付額減額措置)にはこの限りではありません。(別紙 料金案内表参照)
- (2) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が介護保険給付の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。介護保険給付対象外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援事業所から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。
- (3) 利用料金の支払いは、月末締切の翌月 27 日(ただし、27 日が休日の場合は翌営業日とする)とし、原則として金融機関又は郵便局から口座引き落としで処理させていただきます。

10. 利用の中止・変更

- (1) 利用予定日の前に、利用者のご都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更する際には、すみやかに事業者申し出てください。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払い頂くことがあります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- (3) 取消料は、利用者負担金の支払いに合せてお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の基本利用料金の 10%

- (4) サービス変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

11. 訪問介護員の交替

- (1) ご契約者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出る事ができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

- (2) 事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代する事があります。

訪問介護員を交代する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

1 2. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- | |
|--|
| ① 医療行為 |
| ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり |
| ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービス |
| ④ 利用者もしくはその家族等からの物品の授受や飲食等のもてなし |
| ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除） |
| ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食 |
| ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） |
| ⑧ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑨ その他、利用者もしくは家族等に行う迷惑行為 |

1 3. 相談窓口・苦情対応

○当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で対応いたします。

苦情受付窓口	サービス提供責任者：仲 栄見、島田真奈美、 大崎千晶、桑野裕美
苦情解決責任者	管理者：仲 栄見
受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
電 話 番 号	0 7 7 6 - 3 2 - 6 1 0 0

○保険者又は国民健康保険団体連合会等へも苦情の申立てが出来ます。

苦 情 窓 口	所 在 地・電話番号・受付時間
福井市 介護保険課	所 在 地：福井市大手 3 - 1 0 - 1 電話番号：0776-20-5715 （fax0776-20-5766） 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
坂井地区 介護保険広域連合	所 在 地：坂井市坂井町上兵庫 40-15 電話番号：0776-72-3305 （fax0776-72-3306） 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
永平寺町 福祉保険課	所 在 地：永平寺町栗住波 1-1 電話番号：0776-64-2211 （fax0776-64-3270） 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
福井県 国民健康保険団体連合会	所 在 地：福井市 西開発 4 丁目 2 0 2 - 1 電話番号：0776-57-1614 （fax 0776-57-1615） 受付時間：月曜～金曜 9：00～17：00

○地域包括支援センターへも苦情の申立てが出来ます。（予防訪問介護サービス）

苦 情 窓 口	所 在 地・電話番号・受付時間
ほやねっと明倫	所 在 地：福井市木田 1 丁目 3308 電話番号：0776-33-5777 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっとあたご	所 在 地：福井市明里町 9-20 電話番号：0776-33-6800 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと中央北	所 在 地：福井市文京 2 丁目 6-10 電話番号：0776-28-7271 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

ほやねっと不死鳥	所 在 地：福井市御幸 1 丁目 5-8 電話番号：0776-20-5683 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっとあずま	所 在 地：福井市和田中町舟橋 7-1 電話番号：0776-28-8511 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと大東	所 在 地：福井市丸山町 40-7 電話番号：0776-53-4092 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと九頭竜	所 在 地：福井市高木中央 3 丁目 電話番号：0776-57-0040 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと北	所 在 地：福井市新田塚 1 丁目 42-1 電話番号：0776-25-2510 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

ほやねっとみなみ	所 在 地：福井市下荒井町 20-6 電話番号：0776-43-1316 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと社	所 在 地：福井市福 1 丁目 1710 電話番号：0776-36-1246 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと光	所 在 地：福井市大瀬町 23 字 101 電話番号：0776-36-1246 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
【こしの相談所】	所 在 地：福井市蒲生町 1-90-1 電話番号：0776-65-0699 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと川西	所 在 地：福井市南檜原町 20 字大畑 2 電話番号：0776-59-1551 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
【あゆかわ相談所】	所 在 地：福井市鮎川町 107-2-2 電話番号：0776-88-2011 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと東足羽	所 在 地：福井市下六条町 201 電話番号：0776-41-4135 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
【すいだに相談所】	所 在 地：福井市根谷町 12-9-2 電話番号：0776-90-3858 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

○事業者は、利用者が上記の機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。

○事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、下記の手順で、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

- ・状況を詳細に把握するため、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・苦情内容を管理者に報告し、管理者を含め対応について直ちに検討を行います。
- ・必要に応じて担当ケアマネジャーに報告、相談を行います。

- ・ 検討の結果を受け、利用者宅に伺い、検討結果の説明を行います。
- ・ 苦情の発生原因を追求し、早急に対応策を検討し実行していきます。尚、再発防止のため記録を台帳に保管します。

1 4. 事故発生時における対応方法

利用者に対する訪問介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	介護サービス事業者賠償責任保険
	補償の概要	対人・対物賠償等

1 5. 緊急時における対応方法

事業者は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医等に連絡などの措置を講じます。

主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

1 6. ハラスメント対策の強化

事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員その他従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

1 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に開催します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者： 管理者 仲 栄見

- (5) 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報

します。

18. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的後続その他の行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
- 5 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

19. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

20. 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

21. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

22. 衛生管理等

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

衛生管理に関する担当者： 仲 栄見

2 3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 4. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

平成 21 年	4 月	一部改正	平成 24 年	4 月	一部改正
平成 26 年	4 月	一部改定	平成 27 年	4 月	一部改定
平成 27 年	8 月	一部改定	平成 29 年	4 月	一部改正
平成 30 年	4 月	一部改正	平成 30 年	5 月	一部改正
平成 31 年	4 月	一部改正	令和 元年	10 月	一部改正
令和 元年	12 月	一部改正	令和 2 年	6 月	一部改正
令和 3 年	4 月	一部改正	令和 3 年	6 月	一部改正
令和 3 年	7 月	一部改正	令和 4 年	10 月	一部改正
令和 5 年	9 月	一部改正	令和 6 年	4 月	一部改正
令和 6 年	6 月	一部改正	令和 7 年	6 月	一部改正

(別 表)

県民せいきょうホームヘルプサービス 料金表

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

(1) 訪問介護の利用料【基本部分】

※福井市は地域区分7級地の為、単位が10.21 円になります

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料	利用者負担金 (=基本利用料の1割の場合)
身体 介護 中心 型	20分未満	1, 6 6 0 円	1 6 6 円
	20分以上30分未満	2, 4 9 0 円	2 4 9 円
	30分以上1時間未満	3, 9 5 0 円	3 9 5 円
	1時間以上1時間30分未満	5, 7 9 0 円	5 7 9 円
	1時間30分以上	3 0 分増すごとに 8 4 0 円を加算	3 0 分増すごとに 8 4 円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		2 5 分増すごとに 6 6 0 円を加算 (身体介護の所要時間が 2 0 分以上の場合に限る)	2 5 分増すごとに 6 6 円を加算
乗降介助 1 回(1 送迎につき)			
生活 援助 中心 型			
	20分以上45分未満	1, 8 3 0 円	1 8 3 円
	45分以上	2, 2 5 0 円	2 2 5 円

(1)「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご注意ください。

(3)

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 2 5 円/k mをいただきます。
-----	---

【加算】 以下の件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担額
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が同行訪問を行った場合	2,042円	204円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合 ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はＩＣＴを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行う場合	（Ⅰ）1,021円	（Ⅰ）102円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合	（Ⅱ）2,042円	（Ⅱ）204円
口腔連携強化加算	事業所の職員が利用者の口腔状態の評価を実施し、利用者らの同意を得たうえで、歯科医療機関とケアマネジャーにその評価結果を情報提供すること 事業所は利用者の口腔状態の評価を行うにあたり、訪問診療の実績がある歯科医療機関の歯科医師、歯科衛生士に相談できる体制を作り、その旨を文書で取り決めていること	511円	52円
緊急時訪問介護加算	利用者やそのご家族等からの要請を受けて、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合（1回につき）	1,021円	102円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本部分の 25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本部分の 50%	
介護職員処遇改善加算 Ⅰ	介護職員の定着や従業者の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合。 ※ 処遇改善加算の額は、「基本報酬に各種加算を足した額」に介護職員処遇加算率を乗じて算出。	所定単位数にサービス別加算率(24.5%)を乗じた単位数で算定	
特定事業所加算	Ⅰ 国の定める、体制要件、人材要件、重度対応要件の適合する場合	上記基本部分の20%	
	Ⅱ 国の定める、体制要件、人材要件、重度対応要件の適合する場合	上記基本部分の10%	
	Ⅲ 国の定める、体制要件、人材要件、重度対応要件の適合する場合	上記基本部分の10%	
	Ⅳ 国の定める、体制要件、人材要件、重度対応要件の適合する場合	上記基本部分の3%	
	Ⅴ 国の定める、体制要件、人材要件、重度対応要件の適合する場合	上記基本部分の3%	
中山間地域等居住者サービス提供加算 ※	当事業所が定める「通常の事業の実施地域」を越える地域の方へのサービスを提供した場合（福井県は「豪雪地帯対策特別措置法」により、全域が前項に定める地域となります）	上記基本部分の 5%	

（注） ※印の加算が区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業（予防給付相当・A型）サービス重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	福井県民生活協同組合
主たる事務所の所在地	〒910-8557 福井市開発5丁目1603番地
代表者（職名・氏名）	理事長 檜原 弘樹
法人設立年月日	昭和52年9月16日
電話番号	0776-52-3300
ホームページ	http://www.fukui.coop/

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	県民せいきょうホームヘルプサービス（羽水）
サービスの種類	第一号訪問事業（予防給付相当・A型）サービス
事業所の所在地	〒918-8114 福井市羽水1丁目107番
電話番号	0776-32-6100
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日 事業所番号 1870100342
管理者の氏名	仲 栄見
事業の実施地域	福井市

3. 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

（2）運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型（予防給付相当・A型）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業（予防給付相当・A型）サービスは、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	【内容】 ① 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位交換、通院介助、身体整容等 ② 外出介助 ③ 自立支援のための見守りの援助 ④ その他の必要な身体介護
生活援助に関する内容	① 調理 ② 衣類の洗濯 ③ 住居の掃除 ④ 生活必需品の買い物 ⑤ 健康チェック ⑥ その他必要な日常生活に関する支援

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 ※祝日、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

職種	業務内容	資格	人員数
			計
管理者	事業所の管理業務 等	介護福祉士	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画作成、苦情対応 等	介護福祉士	1名以上
訪問介護員	訪問介護サービス （身体介護、生活援助）	介護福祉士 ヘルパー2級 など	常勤換算 で 2.5名以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	
------------	--

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です(保険給付率が9割でない場合は、それに応じた割合)。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業（予防給付相当・A型）サービス利用料

【基本部分】

○予防給付相当サービス

※福井市は地域区分7級地の為、単位が10.21円になります。

サービス名称	基本利用料(月)	利用者負担金(月額 1割)	利用者負担 (1回あたり)
I (週1回程度)	11,760円	1,201円	293円
II (週2回程度)	23,490円	2,398円	293円
III (週3回程度)	37,270円	3,805円	293円
標準的な内容の場合		293円	
生活援助が中心の場合 (20分以上45分未満)		183円	
生活援助が中心の場合 (45分以上)		225円	
短時間の身体介護の場合		166円	

※1月につき3,727円の範囲内で算定します。

○A型サービス

サービス名称	基本利用料(月)	利用者負担金(月額 1割)	利用者負担(1回あたり)
週1回程度	10,080円	1,008円	246円
週2回程度	20,130円	2,013円	246円
週3回程度	31,950円	3,195円	246円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額（利用者負担）
		1割負担の場合
初回加算	新規に個別サービス計画書を作成し、サービス提供責任者（訪問事業責任者）が同行訪問を行った場合	204円

生活機能向上 連携加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画書を作成した場合 ※予防給付相当のみが対象	102円
口腔連携強化 加算	事業所の職員が利用者の口腔状態の評価を実施し、利用者らの同意を得たうえで、歯科医療機関とケアマネジャーにその評価結果を情報提供すること 事業所は利用者の口腔状態の評価を行うにあたり、訪問診療の実績がある歯科医療機関の歯科医師、歯科衛生士に相談できる体制を作り、その旨を文書で取り決めていること	52円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の定着や職員の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合 ※予処遇改善の額は「基本報酬に各加算を足した額」に介護職員処遇改善率を乗じて算出	所定単位数にサービス別加算率（24.5%）を乗じた単位数で算定
中山間地域等居住者 サービス提供加算※1	当事業所が定める「通常の事業の実施地域」を越える地域の方へのサービスを提供した場合 ※予防給付相当のみが対象	上記基本部分の5%

（注）※1印の加算が区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（２）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用予定サービス区分における、1回あたり設定料金の10%

（注）サービス変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

（３）支払い方法

上記（１）から（２）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。利用料金の支払いは、月末締切の翌月27日（ただし、27日が休日の場合は翌営業日とする）とし原則として金融機関又は郵便局から口座引き落としで処理させていただきます。

なお、利用者負担金を受領した際、利用者に対し、引き落としの場合は「入金結果のお知らせ」を、現金の場合は領収書を交付いたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び福井市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	介護サービス事業者賠償責任保険
	補償の概要	対人・対物賠償等

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情受付窓口	仲栄見、島田真奈美、大崎千晶、桑野裕美
苦情解決責任者	管理者：仲栄見
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
電話番号	0776-32-6000

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情窓口	所在地・電話番号・受付時間
福井市 介護保険課	所在地：福井市大手3-10-1 電話番号：0776-20-5715 (fax0776-20-5766) 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
福井県 国民健康保険団体連合会	所在地：福井市西開発4丁目202-1 電話番号：0776-57-1614 (fax 0776-57-1615) 受付時間：月曜～金曜 9：00～17：00
ほやねっとあたご	所在地：福井市明里町9-20 電話番号：0776-33-6800 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと中央北	所在地：福井市文京2丁目6-10 電話番号：0776-28-7271 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

ほやねっと不死鳥	所 在 地：福井市御幸 1 丁目 5-8 電話番号：0776-20-5683 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっとあずま	所 在 地：福井市和田中町舟橋 7-1 電話番号：0776-28-8511 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと大東	所 在 地：福井市丸山町 40-7 電話番号：0776-53-4092 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと九頭竜	所 在 地：福井市高木中央 3 丁目 電話番号：0776-57-0040 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと北	所 在 地：福井市新田塚 1 丁目 42-1 電話番号：0776-25-2510 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっとみなみ	所 在 地：福井市下新井町 20-6 電話番号：0776-43-1316 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと社	所 在 地：福井市福 1 丁目 1710 電話番号：0776-36-1246 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと光	所 在 地：福井市大瀬町 23 字 101 電話番号：0776-35-0313 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
【こしの相談所】	所 在 地：福井市蒲生町 1-90-1 電話番号：0776-65-0699 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと川西	所 在 地：福井市南樽原町 20 字大畑 2 電話番号：0776-59-1551 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
【あゆかわ相談所】	所 在 地：福井市鮎川町 107-2-2 電話番号：0776-88-2011 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
ほやねっと東足羽	所 在 地：福井市下六条町 201 電話番号：0776-41-4135 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00
【すいだに相談所】	所 在 地：福井市梶谷町 12-9-2 電話番号：0776-90-3858 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

○事業者は、利用者が上記の機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に開催します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者： 管理者 仲 栄見
- (5) 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

1 4. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的後続その他の行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
- 5 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

1 5. ハラスメント対策の強化

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

1 6. 身分証携帯義務

訪問介護員等は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を

求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

19. 衛生管理等

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (5) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (6) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (7) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

衛生管理に関する担当者： 管理者 仲 栄見

20. 業務継続計画の策定等について

- (2) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

平成 30 年 8 月 一部改正
令和 元年 10 月 一部改正
令和 2 年 6 月 一部改正
令和 3 年 6 月 一部改正
令和 4 年 10 月 一部改正
令和 6 年 6 月 一部改正

平成 31 年 4 月 一部改正
令和 元年 12 月 一部改正
令和 3 年 4 月 一部改正
令和 3 年 7 月 一部改正
令和 6 年 4 月 一部改正
令和 7 年 6 月 一部改正